

是常福治著『戦後における 港湾労働近代化のあゆみ』

田 中 省 三（日本海事検定協会）

1.はじめに

世界の海上輸送と港湾荷役革新に時代を画したコンテナ輸送に対応して、いち早く港湾整備に取組んで、世界屈指のコンテナ港に成熟した港湾——神戸港の近代化は周知されている。神戸港の港湾整備と都市づくりが、一定の独自性に富んだものであるが故に、港湾整備の合理的な近代化がもたらしたものに関する研究は早くから行われてきた。

「神戸港と市民経済」（1969年、1975年、1982年、神戸市港湾局）や「神戸港と市民意識」（1976年、同）にみられる調査研究は港湾都市の将来像への展望と時流の先取りとして、論議を呼んだ。今回、神戸市港湾局が、神戸都市問題研究所への委託事業である「神戸港近代化の影響調査」（1984年12月）の目的の1つである港運業及び港湾労働への影響調査と分析は、関係者の注視と待望されるものであった。しかしながら、市議会や労働組合、港湾関係者の評価は寡聞にして知らない。もっとも、報告書では、港湾労使の近代化に対する否定的評価の紹介がなされているが……。

港湾の機械化荷役に対応した埠頭整備が着手され、10数年近い歳月を経、近代化の影響について、今更という感を拭えないながらも、このような調査作業が一定のまとめをする意義は大きい。著者は、調査作業の段階で、早くから、港湾労働の近代化に関する基本的な説明なり、補足的分析の必要性を口にされていた。そして、出来上ったのが、本書である。

戦前戦後の港湾労働研究については、大島藤太郎「封建的労働組織の研究」をはじめ、戦後港湾労働の実態調査で明らかにされた非近代的労働組織の研

究、若干の労働運動史、或は様々な社史等に色彩られた港湾労働の特質を見る事ができる。つまり、そこには、わが国での“近代化”的重要な側面である“非近代性”が貫かれている。戦後40年、わが国港湾における労働は、とりわけ、労働と技術の関係及び労使関係に根本的变化をみることが出来る。1970年代初頭に始った世界的なコンテナリゼーションは、わが国主要港での港湾労働の近代化——港湾荷役、関連業務すべてにわたる徹底的な「合理化」という1点に集中した。それは、また、国家行政を中心とする改革を迫ったものであった。前記の神戸港の調査報告は、この「合理化」がもたらした様々なdemeritを認知した上で、「近代化」の積極的評価を行い、これを抜きに、神戸という港湾都市の発展を占うことはできないとしている。

本書は、そのdemeritの象徴である港湾労働と港運業の“近代化”について、多量の資料にもとづいて、解説を綴っている。そして、著者も述べているように、論議に立ち入っていない。

2. 本書の構成と内容

本書の構成の概要は次のようになっている。

- I . 民主改革と港湾——労働組合の結成と港運業の再編成。
 - II . 復興期——特需ブームと港湾秩序の混乱
 - III . 神武・岩戸景気——ポート・コンゼッションと3・3答申。
 - IV . 3・3答申と港湾労働法の制定。
 - V . 3・3答申と港湾管理、港運業の近代化。
 - VI . 港労法と日雇労働の近代化。
 - VII . 輸送革新と港湾運送業。
 - VIII . コンテナ船時代と港湾労組の産別化。
 - IX . 景気の低迷とハイテク時代。
 - X . 現状と課題。
- 本書は、大きく分けて、戦後港湾労働の歩みを3つの近代化への段階で区分されている。
- ① 港湾労働の近代化の核である半封建的労働組織とその基盤である港運

業の近代化への脱皮——戦後の混乱期から1967年の新3・3答申といわれる港運業の集約とその受皿作り、同時に、労働法制定の社会的経済的基盤と背景の経緯。

(2) 輸送革新による港湾全体の変貌、わけても、コンテナ輸送の下での主要港の荷役体制は、港湾労働と港運業に根底から再編成を迫ったものである。

(3) 世界的なコンテナ輸送の進捗と競争激化の下での、わが国港湾の「労使関係」の成熟の中味の紹介と経緯をたどったものである。

第1章、第2章で戦後、GHQの執った民主化政策の揺れ動きに沿った労働運動の出発と、港運業の再編、混乱、そして朝鮮戦争による新たな混乱が多彩な資料で綴られている。この戦後近代化の第1歩の現象と問題点は極めて根本的なもので、今日に連綿と継がれているものである。章末のGHQの各種コンファレンス・メモは今日でも興味深い内容を秘めている。この時期の特筆すべき事項は、労働者供給権をめぐる問題であろう。

戦後日本経済の一大転換と経済復興を保障した高度成長経済政策は、港湾の全貌と本質を浮彫りにした（第3章、第4章）。経済計画における物流部門での対応をめぐり、港湾労働と港運業の実情を世情に晒すことになった。はからずも、手配師という無法を許す状況に暗黙の姿勢を長年にわたって示していた港湾関係者の体質は、労働者の撲殺事件に象徴されるし、今日も、その非近代性の残滓を否定できないのである。具体的に、港湾労働政策での画期的転換を与えたといわれる3・3答申の内容が今日にも継がれていること自体が問題となろう。

第4章、6章では、港湾法制定に至る過程での労使及び官側の動向と実態が克明に資料を連ね解説されているのは、解説を超えた説得力をもっている。また、これらの総決算ともいべき到達点である共同雇用が、第8章での産業別労使関係の展開と発達につながっていくのであるが、今日、尚、未形成になっている共同雇用の実現の諸要因が垣間見られ興味深いものがある。そして、現在の港湾労働者の共同雇用問題は、近時、制定をみた労働者派遣業法とからんで、新たな脚光を浴びることが予想される。港湾労働の近代化の内容を鮮やかに変化させたのは、本格的な大型荷役機械の導入、即ちコン

テナリゼーションの開始と発達である。

(第5章、7章) この時期に特筆すべき事項は労働問題のみでない。

戦後港湾の近代化に時代を画すものとして作り上げられた港湾法は、⁸ 民主的な地方自治の出発と結び合うところに要点と期待があった。3・3答申が、労働問題と並んで近代化の対象に「港湾管理」を置いたところに、港湾「近代化」路線の本質がある。港湾法の運用に際して、民主的運営と民主的制度と結びついた近代化は、すぐれて時代を超える対応であろう。この時期に集中した港湾施設の効率的利用をめぐる一連の答申は、港湾法の理念を形骸化する港湾変革の真骨頂の出来事であった。その果実は「外貿埠頭公団法」の制定となり、更に4埠頭公社へ変身を遂げ、港湾の管理、運営に大きな矛盾を内在させるに至っているのである。

港運業においては、事業の集約から、自由競争への行政指導が早くから着手され、1973年の8・18答申による近代化の締めくくりが行われる。(本書では、残念ながら、この画期的答申が欠落している。改稿の機会には是非挿入されることを望みたい。) ⁹ コンテナリゼーションが決定的要因となり、産業別労働組合運動の形成と展開となった内容については、第8章に精しい。第4章でILOの動向と併せ紹介されている先進海運諸国の雇用形態に次いで、これら諸国の港湾労働への影響の紹介が懸しいところである。また、わが国港湾の産業別労働組合運動の形成に多大の影響を与えた「アジア・太平洋港湾労働者会議」の紹介と資料添付、更に、共同雇用の実現を要請しているILOの港湾労働条約の決議と勧告は是非、収録して載きたいものである。

第9章、10章では、わが国戦後港湾で年来の望みであった労使関係の確立と中央団交、それ以降の今日に至る産業別労使協議の諸成果が、1980年代初頭頃までのものが収録されている。幾多の諸制度、数多くの諸協約は見事な出来映えである。にも拘らず、港湾の雇用と生活不安は深刻の度を深めており、魅力ある港湾労働の将来像を映し出すことができないのである。

3. 本書の特徴と意義

300頁を超える港湾労働の近代化の歩みを丹念に綴られた著者の努力に敬意を表するとともに、この豊かな資料は研究者にとって得難いものである。若干の欠落部分を補う機会を心から願うものである。

著者の断りにある価値評価を敢えてさけられた本書について、一定の批評を行うのは、些さか気を重くするのであるが、本書を通読して、1つのこと

が明らかにされたのは、本書のまぎれもない歴史としての証言であった。

それは、戦後港湾の骨格を作るに際して、民主化と近代化が表裏一体であらねばならないことを様々な資料と実態が事実確認できる。3・3答申以降の多数の答申と行政指導は「合理化」による港湾全体の貫徹そのものであって、今日も連綿と続けられている近代化政策は、港湾の労使関係の確立と表裏一体の、一層の合理化の進展そのものではないかと杞憂するのは、歴史の斜め読みであろうか。著者は港湾労働の将来像に想いを寄せて、技術革新が、苦役の典型であった港湾労働の変化を「過渡期」と結んでおられるが、今後の「労使関係」にみられる港湾労働組合運動に大いなる関心と注目をしているのは筆者のみであろうか。

(神戸都市問題研究所、1984年8月、317頁、2,200円)